

## 2022年度理事選挙実施に関する重要なお知らせ

総務委員会

一般社団法人日本緩和医療薬学会におきましては、定款第22条～第24条・第26条～第29条および理事候補選出細則に基づいて、2022年度に理事選挙を予定しております。

理事選出の予定は下記の通りです。会員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2023年	1月	理事候補選出細則・理事選挙実施のお知らせ送付（社員宛て）
	2月上旬	理事立候補者受付
	3月上旬	理事選挙公示の公開・送付（社員宛て）
	3月中旬	選出人（社員）によるインターネット投票
	4月	選挙管理委員会による開票
	4月中旬	理事会による新理事確認、選任
	4月下旬	理事選挙結果の公開・選挙結果確認期間
	5月26日頃	社員総会承認後、新理事の任期開始

なお、理事候補選出細則において、選出人及び理事選挙立候補者については以下の通り定められております。

### （選挙人）

第6条 選挙人は、選挙が行われる年度において社員である。

### （理事選挙候補者）

第7条 以下の各号に該当しない社員は理事候補者となることができる。

- 一 未成年者、成年被後見人、または被保佐人
- 二 年度開始日をもって64歳以上の者
- 三 麻薬、覚せい剤等の中毒者
- 四 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えてから2年以上経過しない者
- 五 心身の障害により、一般社団法人日本緩和医療薬学会の理事業務に耐えないと現理事会が認める者
- 六 ハラスメント行為があった者
- 七 COIの取り扱いが不適切であった者
- 八 その他、違法行為または不正の行為があった者

### （理事選挙立候補の方法）

第8条 理事に立候補する者は、選挙管理委員会が定めた期日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出る。

2. 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて、理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載する。

3. 選挙管理委員会は、選挙を行う14日前までに理事選挙候補者の氏名、所属施設名、年齢、職種、経歴、業績及び所信を記載した理事候補者の選挙広報を社員に公表する。

4. 理事立候補者数が職域ごとの定数を下回った場合は、当該職域の候補者全員を当選とする。

### 【学会事務局】

一般社団法人 日本緩和医療薬学会

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目4-8 日栄ビル703A あゆみコーポレーション内

TEL. 06-4256-6010 FAX. 06-6441-2055

E-Mail: jpps@a-youme.jp 学会WEBサイト: <http://jpps.umin.jp/>